

議案第21号

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、子ども総合センターの事業に特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を加えるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例（平成23年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、「第6条の3第2項」を「第6条の4第2項」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援事業

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、第3条第7号の改正規定（「第6条の3第2項」を「第6条の4第2項」に改める部分に限る。）は、平成24年4月1日から施行する。